

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項（第五項本文、第六項後段）の規定によつて、次の者の軽油引取税の特約業者の指定を取り消した旨、西部県税事務所長から報告があつた。

平成二十八年十二月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

丸善中国株式会社	名 （氏 名） 称
広島市南区宇品海岸一丁目一番二六号	主たる事務所又は 事業所の所在地
平成二八年二月三〇日	取消年月日